

日出町建設工事成績評定要綱

(目的)

第1条 この要領は、日出町が施工する建設工事成績評定(以下「評定」という。)に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として1件の設計金額が130万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、日出町建設工事検査要綱(平成23年告示第30号。以下「検査要綱」という。)第2条の検査員及び監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

3 評定は、工事成績採点表により行うものとする。

4 請負者から、工事における高度技術、創意工夫及び社会性等の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出された場合又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出若しくは提示された場合は、これらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

第5条 評定を行う時期は、検査員にあつては検査要綱第3条第2項の完成検査及び同条第3項の出来形検査を実施したときとし、監督員にあつては工事が完成したときとする。

(評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、契約担当者に評定表を提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、工事成績評定点通知書(様式第1号)及び項目別評定点により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 契約担当者は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定点に係る説明書(様式第2号)により回答するものとする。この場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、日出町建設工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 日出町建設工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第9条関係)